

論点 3 「雇用率制度に関するその他の論点」

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（平成 22 年 6 月 29 日閣議決定）（抜粋）

第 2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

(1) 労働及び雇用

○ 障害者雇用率制度について、雇用の促進と平等な取扱いという視点から、いわゆるダブルカウント制度の有効性について平成 22 年度内に検証するとともに、精神障害者の雇用義務化を図ることを含め、積極的差別是正措置としてより実効性のある具体的方策を検討し、平成 24 年度内を目途にその結論を得る。

（1）重度障害者の範囲についてどのように考えるか。ダブルカウント制は、積極的差別是正措置として、引き続き存続することとして良いか。また、存続させる場合に改善すべきことはあるか。

（2）特例子会社制度については、積極的差別是正措置として、引き続き存続することとして良いか。また、存続させる場合に改善すべきことはあるか。

（3）その他、派遣労働者の取扱い等の雇用率制度における取扱いの見直し等についてどのように考えるか。

<ヒアリングにおける主な意見>

※ヒアリングを行った団体・機関と略称

- ・ 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 → 日身連
- ・ 社会福祉法人日本盲人会連合 → 日盲連
- ・ 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 → 育成会
- ・ 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 → みんなねっと
- ・ 社団法人日本てんかん協会 → てんかん協会
- ・ 一般社団法人日本発達障害ネットワーク → JDD ネット
- ・ 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会 → JPA
- ・ 東京障害者職業センター → 職業センター
- ・ ハローワーク府中 → ハローワーク

◎共通（ダブルカウント制と特例子会社について）

- ダブルカウントや特例子会社の制度は、就労に困難度の高い重度障害者の雇用を促進するために機能している面があるという指摘がある。一方、雇用率の数合わせや障害者だけを集める雇用形態には問題があるとの指摘もある。【日身連】
- 現行の重度障害者に関する考え方が医学的判定に基づいているものであり、就労生活を送るための制限に基づいているものではない。ダブルカウントや特例子会社の制度に関する検討に際しては、社会モデルの考え方をもとにこれまでの取り組みについて十分な検討を行う

必要がある。【日身連】

- 職業的重度判定（ダブルカウント）及び特例子会社が障害の社会的モデルにそぐわないと言う意見があるが、知的障害の場合、雇用促進の現実策として効果を上げている点で評価すべきである。優先制度としての位置づけから合理的配慮に移っていく際に、現状を把握し、課題について本研究会で見出していくことが必要。【育成会】
- ダブルカウントや特例子会社については制度の否定はしないが、改めての見直しが必要だと思う。【てんかん協会】
- ダブルカウントや特例子会社については、引き続き研究が必要と思われるが、知的障害の重い人をはじめ様々な障害特性を持つ人が社会に出て働くことを可能とする制度であると評価している。【JDDネット】
- ダブルカウントや特例子会社の見直しについては、科学的な根拠を得るための調査、研究開発が必要となり、ある程度の結果を得るまでには相当程度の期間がかかるものと見込まれる。【職業センター】

◎ダブルカウント制について

- 身体障害者雇用促進法の施行から50年が経過し、身体障害者の雇用については十分に定着した感がある。カウントのルールが手帳ベースとなっているため、例えばペースメーカー装着や人工透析の人もカウント対象となる。今後はメンタル系の障害者雇用に対する取組み強化が必要と思われる。具体的には、個別支援計画に基づく就労支援の手法を重視し、手帳や医師の所見に加え、就労支援にかかる個別支援計画（もしくはアセスメント）に基づいて職業的重度判定を行う手法の検討を求める。【育成会】
- ダブルカウントについては、生活面の障害と職業面の障害の程度にずれが生じている例も少なくない。さらに、短時間雇用は0.5ポイントなど、企業・当事者双方に納得しがたい状況もあるので、存廃を含めた議論が必要と考えられる。加えて、職業上の障害の重度判定の基準も、医療モデルによるものだけでは、今後適性化、公平性などを欠くことになると思う。【てんかん協会】
- ダブルカウントについては、重度障害者の雇用を促進する利点があるものの、当事者からすると、半人前に扱われているように感じるという意見がある。また、雇用者側からすると、重度障害者1名を雇うより、軽度の障害者2名を雇う方が利点があると考えられる雇用者もいる。ダブルカウント制度の効果については導入以前と現状の比較が必要であり、実態調査をしっかりと、結果によっては見直しをすべき。ダブルカウント制度が機能し、重度障害者の雇用につながるような方策を取っていく必要がある。【日盲連】
- 雇用される実人数の目減り感がある課題に留意しつつ、更なる利用が促進されるよう職業的重度判定については、軽度障害者についても現在の職業センターでの判定から身近なハローワーク、障害者就業・生活支援センター、更生相談所等で実施できるようにすべきである。【育成会】
- ダブルカウントについては、積極的は正策として容認できるが、重度の障害のある人が職場で安定して働くためには、ダブルカウントによって重度の障害のある人の雇用機会を増やすことに加え、専門性のある指導員の配置など企業をサポートする制度を充実し、事業主負担を軽減する策が必要。【JDDネット】

- 障害特性の知見や就労支援技法が確立し、企業側に多くの雇用事例や雇用管理ノウハウが蓄積されている障害種類については通常の算定とし、一方で雇用が順調でない、雇用に関して多くの試行錯誤を国全体として取り組む必要がある障害種類についてはある程度の重さを加えて算定する方法も考えられる。【職業センター】
- 雇用率制度におけるダブルカウントは、事業主の雇用に係るインセンティブとして機能しているため、現行制度を基本とすることが望ましいが、重度障害の中でも就職が進みにくい障害の方もいる（全盲、車椅子、人工透析、精神障害者など）。雇用管理面や職場定着や正社員への移行を進める観点からも、再点検が必要との声もある。【ハローワーク】

◎特例子会社について

- 障害者雇用における特例子会社の役割は大きく、規制緩和により雇用率アップにも貢献している。軽度の人たちが採用されがちであるため、職種にもよるが、より多くの重度知的障害者や様々な障害特性を持つ人が、会社の貴重な戦力として働けるような専門支援員の配置をより積極的に促すような仕組みの構築を期待する。【育成会】
- 特例子会社は、競争的雇用の場になじみにくい知的障害者、精神障害者（てんかんを含む）の雇用の場として、一定の役割を果たしている。ただし、特に知的障害者に重きが置かれてように感じるため、もっと多くの障害のある人（特に精神障害やてんかんのある人など）が活躍できるように、地域の就労支援機関の充実とともに、事業所側で外との連携を取りながら障害者を支えていく者（第2号職場適応援助者など）や専門職（精神保健福祉や医療領域）の配置の充実が必要。【みんなねっと】【てんかん協会】
- 特例子会社は、企業における障害者雇用への理解を推進する機動力ともなっており、雇用率アップにも貢献していると評価している。【JDDネット】
- 特例子会社については有効な場合と、かえって障害を持つ人を企業から隠してしまいかねない面とがあるため、企業内での一般就労者との交流なども必要と考える。【JPA】
- 特例子会社制度は、雇用する側、働く側双方にとって有効な制度として機能している。特に、大企業向けの施策として、グループ算定と併せて、障害者（特に、知的障害者）の雇用促進に寄与しているため、今後も必要と考える。より機能を高めていくため、手帳のない障害者を特例子会社で雇用してノウハウを蓄積する、グループ企業の新入社員の研修を特例子会社で行う、能力が高い者をグループ企業にステップアップする等の検討が必要。【ハローワーク】
- 特例子会社については、重度障害者や知的障害者の雇用を着実に進めてきた制度である。きめ細かな支援体制の下で、一般の事業所ではなかなかできないような先駆的な障害者雇用に取り組み、それを一般の企業に還元するといったことができるのではないかと感じる。【職業センター】

<これまでの研究会における主な意見>

◎ダブルカウント制について

- 精神障害者は短時間労働の人のほうが重く、なかなか仕事を継続しにくいいため人数を増やさなければいけないが、その分やらなければいけないことも増える。そういう意味ではダブルカウントの対象をもう少し考えるべきではないかと感じている。【丸物委員（第2回）】

◎特例子会社について

- 特例子会社としての使命・役割は、障害を持った方は様々な特性があるので、その特性をどうやって活かしていくか試し、どの障害の人たちにどういう仕事が合っているかを見極めて、それを社会的に還元していくことだと思っている。業務を切り刻み、それに合った特性の人をはめ込むことで、特性を障害者の武器にすることができる。他の企業でも、同じような仕事はあるだろうから、障害者特性の活かし方をPRすることが、特例子会社の役割だと思っている。【丸物委員(第2回)】

<参考>今後の障害者雇用施策の充実強化について ー障害者の雇用機会の拡大に向けてー(意見書)(平成19年12月19日 労働政策審議会障害者雇用分科会) (抜粋)

1 多様な雇用形態に対応した

(2) 派遣労働への対応

派遣労働については、現在、派遣労働者として働く障害者は少数であるが、派遣労働で働くことを希望する障害者もいることから、働き方の選択肢の一つとして、適切に派遣労働により働くことができるようにすることが必要である。

このため、障害者の場合、職場定着に相当の配慮や時間を要することがあることも踏まえつつ、障害者が派遣労働という形で安心して働き、能力を発揮することができるようにするため、障害者の派遣労働に関して、派遣元事業主と派遣先の双方がともに配慮すべき事項、あるいは、いずれかが配慮すべき事項について、明確化することが適当である。

また、紹介予定派遣については、障害者本人及び派遣先の企業双方が就労の可能性について見極めた上で、派遣先における直接雇用に移行する可能性のあるものであり、これが活用されることにより、障害者雇用が進むことが期待される。

なお、障害のある派遣労働者が働くためには、派遣先が受け入れることが必要であり、派遣先に一定のインセンティブを与えることも考えられるが、現時点では、派遣労働に対する障害者の理解やニーズの動向を慎重に見極める必要がある。

<参考>今後の障害者雇用施策の充実強化について ー就業機会の拡大による職業的自立を目指してー(意見書)(平成16年12月15日 労働政策審議会障害者雇用分科会) (抜粋)

2. 多様な形態による障害者の就業機会の拡大

(2) 雇用形態の多様化と障害者雇用

②派遣労働者

労働者派遣は、民間の労働力需給調整システムとして大きな進展をみせており、派遣労働者数、労働者派遣事業所数ともに年々増加の一途にあつて、労働者のライフスタイルに合わせた働き方を可能にする選択肢の一つとしての評価も定着しつつある。

しかしながら、障害者雇用の面からみると、派遣労働者としての障害者の雇用はほとんど進んでいないとの調査結果があることから、雇用労働者の中で派遣労働者が占める割合が大きくなってきている状況を踏まえつつ、派遣労働と障害者雇用との関係においてどのような対応をしていくことによって、障害者雇用の促進を図っていくことができるか、今後検討を行うことが適当である。

その際には、まず職場定着に相当の配慮や時間を要することがある障害者にとって、そもそも派遣労働という働き方がどのように評価されるべきか、検討をすることが適当である。また、派遣先においてその指揮命令の下で就労するという派遣労働の特性が、派遣元における障害者雇用にどのような影響を及ぼしているか等の実情についても、把握を行うことが適当である。